

令和8年第2回南部町議会定例会

改正条例新旧対照表

南部町

議案第8号 南部町税条例(平成16年南部町条例第54号)新旧対照表 第1条関係

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第21条 <u>削除</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第21条 <u>徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、80円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

議案第8号 南部町督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年南部町条例第58号)新旧対照表 第2条関係

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>南部町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</p> <p>第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の<u>督促</u>及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(督促状)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(延滞金の納付等)</p> <p>第3条 税外収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、<u>前条</u>の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>南部町督促手数料及び延滞金徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</p> <p>第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の<u>督促に係る手数料及び延滞金の徴収</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(督促手数料の徴収等)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 <u>前条の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき80円を徴収する。</u></p> <p>(延滞金の納付等)</p> <p>第4条 税外収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、<u>第2条</u>の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(延滞金の端数計算)

第4条 (略)

(委任)

第5条 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(延滞金の端数計算)

第5条 (略)

(委任)

第6条 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

議案第8号 南部町後期高齢者医療に関する条例(平成20年南部町条例第9号)新旧対照表 第3条関係

新	旧
<u>第5条</u> <u>削除</u>	<u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第5条</u> 保険料の督促手数料は、南部町税条例(平成16年南部町条例第54号)の督促手数料の規定を準用する。

議案第8号 南部町道路占用料徴収条例(平成16年南部町条例第153号)新旧対照表 第4条関係

新	旧
<p>( _____ 延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、 _____ 延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項の _____ 延滞金の額並びにこれらの徴収方法については、南部町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年南部町条例第58号)の規定を準用する。</p>	<p>(<u>督促手数料及び延滞金の徴収</u>)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、<u>督促手数料及び延滞金を徴収する。</u></p> <p>2 前項の<u>督促手数料及び延滞金の額並びにこれらの徴収方法については、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例 _____</u>(平成16年南部町条例第58号)の規定を準用する。</p>

議案第8号 南部町道路、普通河川等占用料徴収条例(平成16年南部町条例第155号)新旧対照表 第5条関係

新	旧
<p>(<u>                    </u>延滞金)</p> <p>第7条 占用料に係る<u>                    </u>延滞金については、道路占用条例第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第73条第1項」とあるのは、「南部町道路、普通河川等管理条例(平成16年南部町条例第154号)第6条第4項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(<u>督促手数料及び延滞金</u>)</p> <p>第7条 占用料に係る<u>督促手数料及び延滞金</u>については、道路占用条例第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第73条第1項」とあるのは、「南部町道路、普通河川等管理条例(平成16年南部町条例第154号)第6条第4項」と読み替えるものとする。</p>

議案第8号 南部町浄化槽整備事業分担金徴収条例(平成16年南部町条例第169号)新旧対照表 第6条関係

新	旧
<p>(延滞金)</p> <p>第8条 町長は、第4条第2項の納期限までに分担金を納付しない者があるときは、<u>南部町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例(平成16年南部町条例第58号)</u>を準用する。ただし、納期限までに分担金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認めた場合において、これを減免することができる。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第8条 町長は、第4条第2項の納期限までに分担金を納付しない者があるときは、<u>南部町督促手数料及び延滞金徴収条例</u> _____ (平成16年南部町条例第58号)を準用する。ただし、納期限までに分担金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認めた場合において、これを減免することができる。</p>

議案第11号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年南部町条例第35号)新旧対照表

新	旧
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10____各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 (略)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断  
が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 (略)

議案第12号 南部町職員の給与に関する条例(平成16年南部町条例第47号)新旧対照表

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p>

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である  
職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である  
職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である  
職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である  
職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である  
職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である  
職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である  
職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である  
職員 38,700円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である  
職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である  
職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である  
職員 49,200円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である  
職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である  
職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である  
職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である  
職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である  
職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である  
職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である  
職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上\_\_\_\_\_である  
職員 38,700円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である

職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である

職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である

職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満であ

る職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

(3) (略)

3～9 (略)

(宿日直手当)

第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円 (その勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては7,050円)を超えない範囲内において町長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額23,500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、災害等の警戒勤務にあつては、その勤務1回につき、7,050円を超えない範囲内において、実勤務時間を勘案して、

(3) (略)

3～9 (略)

(宿日直手当)

第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円 (その勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては6,600円)を超えない範囲内において町長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額22,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、災害等の警戒勤務にあつては、その勤務1回につき、6,600円を超えない範囲内において、実勤務時間を勘案して、

宿日直手当として支給する。

宿日直手当として支給する。

議案第13号 南部町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年南部町条例第44号)新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120を乗じて得た額を期末手当基礎額とし、当該期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120を乗じて得た額を期末手当基礎額とし、当該期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p>

議案第14号 南部町立病院職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年南部町条例第176号)新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を</u> <u>含む。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>